

北九州事業エリアにおける変圧器・コンデンサー等に係る JESCO のこれまでの取組

これまで北九州事業エリアにおいて、変圧器・コンデンサーに係る以下の取組を進めてきた。計画的処理完了期限まで残り半年をきったが、他事業エリアへの展開も視野に入れ、課題や教訓の整理も行いつつ、引き続き処理完遂に向けて取組を進めていく。

I 総論

掘り起こし（登録促進）、総ざらい（契約締結）、収集運搬、搬入処理といった一連の流れにおいて、まずは各自治体が行う掘り起こしについて JESCO として PCB 特別措置法及び電気事業法の届出並びに JESCO 登録の突合を行い、未処理事業者一覧を整理。これにより対象物の量を特定しつつ、自治体、環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部と連携して、変圧器・コンデンサー等の処分期間である平成 29 年度中の処理委託契約締結に向け、未登録事業場に対して登録促進、未契約事業場に対して契約促進を行ってきた。特に昨年度は北九州事業所を除く 4 事業所から北九州事業所へ応援要員を派遣するなど全社的な体制で取り組んだ。

収集運搬についても、保管者（物）が減少することによる運搬費の高騰を抑制するため、これまでもルート回収（合積み）によって運搬費が安価となるよう「集中搬入期間」を設定し、中小事業者の運搬費軽減につながる取組を行ってきた。

さらに、計画的処理完了期限に向け、平成 30 年 4 月からは行政において改善命令や代執行といった行政処分に係る準備や手続きも始まり、契約が困難な保管事業者については、情報共有や現地への説得同行、収集運搬が期限内に確実に行われるよう契約書内容の見直し、代執行基金申請受付といった行政支援も行ってきた。

II 各論

【1. 掘り起こし支援（登録促進）関係】

（1）登録説明会の開催

- ・ JESCO 登録手続きに関する説明会を開催し、登録の促進を行ってきた。

（2）自治体支援（「未処理事業者一覧」の整理等）

- ・ JESCO 北九州事業所では、各自治体に協力し、PCB 特別措置法届出データ、電気事業法届出データ、自治体が行う掘り起こし調査結果等と JESCO 登録データを突合して「未処理事業者一覧表」を作成した。
- ・ この「未処理事業者一覧表」を基に、自治体とは定期的に打ち合わせを行い、JESCO 処理対象物（高濃度）を保管・所有している事業者を確定するとともに、PCB 濃度不明なものについては、自治体に確認を要請し、必要に応じて JESCO 協力による個別訪問・ミニ説明会開催・処理案内通知の発送・追加アンケート等を実施した。
- ・ さらに、自治体が行う掘り起こし調査の未回答事業者へのフォローアップ、電気絶縁物処理協会データの活用等についても、自治体の要請に応じて適宜対応してきた。

（3）掘り起こし・総ざらいプロジェクトチームの設置（本社）

- ・ JESCO 本社内に PCB 処理営業部を主体として、PCB 処理事業部と連携した掘り起こし・総ざらいプロジェクトチームを設置し、自治体が行う掘り起こし調査の支援を行ってきた。

【2. 総ざらい（契約促進）関係】

（1）各種説明会及び個別対応

- ・国や各自治体が開催された説明会において、登録から契約までの流れを詳細に説明し、早期の登録・契約を呼びかけるとともに、個別相談や個別対応を希望される保管者については丁寧に対応を行ってきた。

（2）地方自治体・環境省地方環境事務所との連携

- ・施設立地地元自治体である北九州市と毎月行う営業課との定例打合せに環境省福岡地方環境事務所にも参加をいただき、登録・契約の促進についての課題を共有しつつ、連携して対応をしてきた。
- ・その他の自治体や環境省地方事務所とも情報共有し連携しながら、保管者に対する登録・契約の促進を行ってきた。

（3）処分期間間際の対応

- ・また、処分期間末（本年 3 月 31 日）が近づくにつれ、処理料金支払い等何らかの理由で契約困難となった保管者への対応において、JESCO の取組だけでは対応が困難な保管者については、自治体や環境省地方環境事務所等の協力を得ながら、対応を進めてきた。
- ・また、処分期間末に向けた契約手続き促進のため、北九州事業所以外の事業所から営業課員を応援として派遣し対応を行った。

（4）処分期間終了後の対応（「発効条件付契約書」の導入）

- ・本年度に入り、改善命令を受けて JESCO と契約する保管者や、新規で発見・登録されるものがあり、早急かつ確実な契約発効とその後の処理完了が求められる中で、保管者と処理委託契約を結んでも、収集運搬契約や搬出対応等を行わなかった場合に処理が進まないといった事態を回避するため、JESCO への処理料金の支払、収運契約締結及び収運料金支払（前払いの場合）の条件が全て揃わない限り契約が有効に発効しない契約書（「発効条件付契約書」）を新たに導入し、処理意思が確実にある保管者には対応しつつ、そうでない案件については円滑に行政処分へつなげられるよう対応している。
- ・さらに代執行については、各自治体で PCB 廃棄物処理基金の活用希望があったことから、代執行支援事業の受付事務等を通じて、自治体が行政処分を円滑に進めることができるよう側面支援を行っている。
- ・なお、年明け以降については、確実な処理完了に向け、平成 30 年 8 月開催の北九州地域 PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会で環境省から各都道府県政令市へ示されたとおり、各都道府県政令市が主導的に保管者との対応にあたることや、いとも無き代執行等の際の処理委託契約の事務手続等が迅速かつ円滑に進められるよう、関係機関等に対して制度整備とともに、周知案内や事前準備について要請を更に行っていきたい。

【3. 収集運搬関係】

集中搬入期間の設定

- ・保管者（物）が減少することで運搬費が高騰する傾向にあることを踏まえ、ルート回収（合積み）によって運搬費が安価となるよう「集中搬入期間」を各県毎に設定し、中小事業者の運搬費軽減につながる取組を行ってきた（各県毎に平成 29 年度下期のうち 10 月～2 月の間で 2 か月間程度を設定）。
- ・その上で、JESCO 登録は集中搬入期間よりもできる限り早期に行うよう保管事業者に依頼し、処分委託契約は、収集運搬契約とあわせて集中搬入期間までに結ぶよう保管事業者に依頼することで、中小事業者であっても、登録から契約、搬入までを円滑に進めることができるよう取り組んできた。

Ⅲ 課題の中間的な整理

今後、計画的処理完了期限の終了を踏まえて、北九州事業エリアにおける変圧器・コンデンサーに係る取組の総括を行い、うまくいった点や教訓・課題などを整理して、他事業エリアにおける取組に活かしていく。そのための課題の中間的な整理を、次のように考えている（これらで課題や論点が網羅されているわけではなく、あくまで現時点におけるもの）。

1. 掘り起こし支援（登録促進）関係

- ・少なくとも処分期間の3年以上前から、各自治体や環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部との連携した取組をスタートさせることが重要（各種データの突合せによる対象の絞り込みと具体的な行動への展開等）
- ・掘り起こし事例の共有（こんなところで発見された、等）
- ・政府のTVコマーシャルの効果は相当あったと考えられるので、放映と連携した体制の整備

2. 総ざらい（契約促進）関係

- ・少なくとも処分期間の3年以上前から、各自治体や環境省地方環境事務所、経済産業省産業保安監督部との連携した取組をスタートさせることが重要（金銭面の理由等により契約困難に陥りそうな保管者の特定等）
- ・契約困難な保管者に対する対応のノウハウの蓄積と活用
- ・契約様式の整理と行政処分等を見据えた内容への切り替えのタイミング

3. 収集運搬関係

- ・収集運搬費用高騰に対する集中搬入期間設定と収集運搬業者との連携（各県毎に期間を定めて、ルート回収（合積み）を行う）
- ・JESCO 契約と収集運搬契約の関係整理（北九州事業エリアにおいては本年8月から新しい契約書を導入して対応）

（以上）